

玉川学園町内会個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めることによつて、本会の事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、少なくとも毎年1回、総会資料又は本会ウェブサイト（<http://tamagawagakuen-chonaikai.net/>）に掲載し、若しくは回覧する等の方法により、会員に周知するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第4条 本会は、会長が「玉川学園町内会入会連絡票」「〇〇参加連絡票」等を、会員又は会員になろうとする者（以下「会員」と総称する。）から受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族及び同居人の氏名を含む。）、住所、電話番号、生年月日、性別、災害時における援護の要否、緊急時連絡先、及びその他の項目で会員が同意する事項とする。

3 当会の活動を推進するうえで、非会員（会員以外の者をいう。）から個人情報を取得する必要がある場合には、予めその利用目的を明示し、且、活動を達成した段階で速やかに破棄する旨同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目またはすべての項目について同意を取り消すことができる。

2 会員から前項の申し出があった場合、本会は、該当する個人情報を直ちに廃棄または削除しなければならない。ただし、会員名簿などすでに会員に配布しているものに対しては広報又は第3条に規定する本会ウェブサイトなどを通じてその旨連絡をすることでこれに代える。

(利用)

第6条 本会が保有する個人情報、次の各号に掲げる目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 本会の事業の用に供する各種資料（会員名簿、地図、総会資料及び会報を含むがこれらに限らない。何れも管理資料として作成されたものを含む）の作成
- (2) 前号に規定する各種資料の会員に対する配布又は送付
- (3) 会議の開催、会員管理
- (4) 祝い金等の対象者の把握
- (5) 会員相互の親睦を深める活動
- (6) 安全・安心で、住みよいまちづくり活動
- (7) 災害時における要援護者の支援活動

(管理)

第7条 収集した個人情報は、会長または会長が指定する役員(管理責任者)が適正に管理するものとする。

- 2 収集した個人情報は施錠された場所又は電子記録媒体（パスワードの設定その他の方法によりアクセスが管理・制限されたものに限る。）に保管し、管理責任者の許可を得た会員以外は閲覧、謄写又は複製してはならない。また、要配慮個人情報（本人の病歴や心身の機能に障害がある事実など、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。）については、管理責任者のみがこれを管理し、他の会員は閲覧、謄写又は複製してはならない。ただし、管理責任者が特に認めた者はこの限りではない
- 3 会員名簿は、配布を受けた個々の会員が適正に管理するものとする。
- 4 不要になった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者に対する提供)

第8条 個人情報は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは東京都、町田市またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

- (5) 個人情報のうち、役員に関するもので、町田市、町内会、又はこれらに準じる公共目的の団体等が、町内会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合。

附則

この規程は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する